

# (参考)ハローワークをめぐる国・地方の対応

## H20.12. 8 地方分権改革推進委員会第2次勧告

- ・ 地方自治体が行う無料職業紹介を、国に準ずるものとして法律上位位置付け
- ・ ハローワークのシステム・端末を地方の職員が利用

## H22. 7.15 全国知事会報告書「**国の出先機関原則廃止に向けて**」取りまとめ

- ・ 最重点分野としてハローワークの早期移管を要請

## H22.12.28 「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」閣議決定

- ・ 国の職業紹介等の事務と地方の福祉相談等の事務を、自治体主導の下、一体的に実施することを可能に（自治体からの特区提案にも誠実に対応）
- ・ 国と地方の事務の一体的実施を3年程度行い、その成果と課題を検証し、権限移譲を検討

## H23.6 一体的実施開始

## H24.10. 1 ハローワーク特区開始(埼玉県・佐賀県)

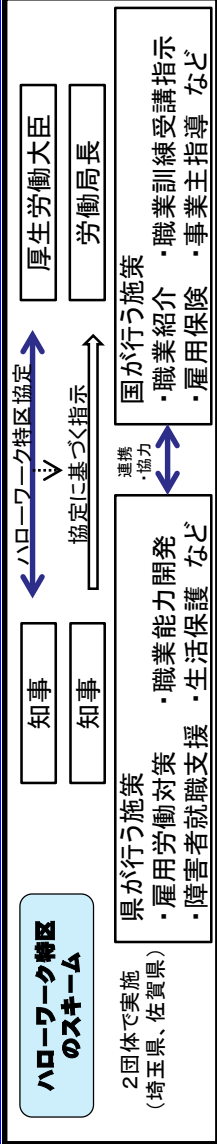
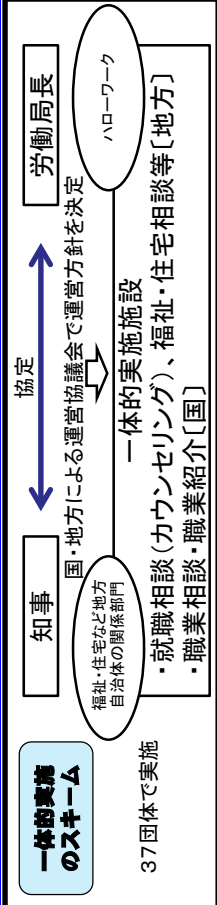
- ・ 協定に基づき、知事は労働局長に必要な指示をすることが可能

## H26.9 ハローワーク求人情報のオンライン提供開始

## H27. 1.30 「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定

- ・ 一体的実施、ハローワーク特区、求人情報のオンライン提供の取組など、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。
- ・ 以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。

# (参考)一体的実施、ハローワーク特区の成果



## 一体的実施の成果

### ワンストップ支援

①就職相談から職業紹介まで一貫したサービスの提供

- 〔⇒全37団体が実施〕
- ◆利用者一人一人の状況に応じたきめ細かなカウンセリングを行い、職業紹介まで一貫したサポート

②生活・子育て支援等求職者に対する総合的な支援の提供

- 〔⇒21団体が実施〕
- ◆退職後の生活困難者に、住居確保・生活資金等の相談や職業相談・職業紹介を同一コーナーで実施

### 利用者に身近な施設

③身近な場所における継続的な支援の実施

- 〔⇒29団体が駅近近地で実施、18団体が託児サービス〕
- ◆女性が利用しやすい環境づくりに取り組んだ結果、子供同伴の利用者が3割以上に

### 産業政策と連携

④産業政策と連携した雇用政策の実施

- 〔⇒4団体が中小企業の人材確保支援等を実施〕
- ◆求職者の特性に沿った企業説明会を年200回以上開催
- ◆専門性を有する高齢者と県内企業をマッチング (登録1,346人、就職決定779人)

## ハローワーク特区の成果

一体的実施と同様の成果に加え、以下の成果も

- ①意思疎通・調整の円滑化、国・県のサービスの融合促進
  - ◆人事交流により協議等が円滑化 (→3か月以内の早期就職支援サービス導入等)
- ②就職相談から紹介まで同一職員による対応
  - ◆指示権の行使により、就職相談から職業紹介まで同一相談員による支援を実現
- ③国・県を通じたルール統一の実現
  - ◆国・県の受付一本化、情報共有等で円滑なサービスの提供
- ④県側による就職実績の把握
  - ◆利用者情報をデータベース化し、リアルタイムで状況把握が可能

## 地方移管の効果を

を

# (参考)一体的実施、ハローワーク特区等の課題

## 一体的実施の課題

国と地方自治体の寄合所帯で、  
地方自治体の意向が十分に反映されない

〈特区〉で一定  
の改善あったが

①ルール統一や意思疎通・調整が円滑に進まない

〔10団体〕

- ◆国側と県側で利用者情報の共有不十分、利用者が説明に二度手間

②ハローワークの就職実績の把握が県側では困難

〔14団体で就職人数のみ〕

- ◆進捗管理に必要な就職者の年齢等の詳細情報は、国から提供されない

③国側サービスの拡大が進まない

〔13団体で拡大希望〕

- ◆雇用保険や職業訓練の手続は、改めてハローワークに足を運ばなければならない

## オンライン提供の要改善点

①提供される求人情報の数・内容に制約がある

②地方が独自に開拓した求人情報が反映されない

## ハローワーク特区の課題

地方自治体の意向の反映には限界

①都道府県知事の指示権には限界  
(法令・予算・定数の壁)

- ◆利用者の増減等に応じた職業紹介コーナーの職員体制の柔軟な変更は実現困難(定数変更が必要)
- ◆県の意向による職業紹介までの一貫した支援は実現困難(国から県に職業紹介業務の移管が必要)

②新たな業務に対する都道府県労働局の  
判断や対応には限界  
(予算を伴う職員体制の変更等は困難)

- ◆開所時間の延長を求めたが、現職員体制で運用可能な範囲内の延長に留まる

## 特区でも限界…地方移管で解決可能

- ◆オンラインで地方に提供される求人情報件数は全体の半分程度マッチングに必要な情報が十分に提供されない(求人事業所情報等)
- ◆地方が独自に開拓した求人情報がハローワークの求人情報システムに反映されない

## (参考)地方移管が実現するまでの対応

**ハローワーク地方移管が実現するまでの間は、一体的実施、ハローワーク特区等の一層の充実を**

### ①一体的実施、ハローワーク特区の実施期間の延長

◆ハローワークの地方移管が実現するまでの間、取組を継続するべき。

### ②ハローワーク特区の実施箇所拡大

◆手挙げ方式による実施箇所の拡大、県内1か所に限定せず複数又は県域全体のハローワークでの実施ができるようにするべき。

### ③国の意思決定の迅速化

◆利用者の立場に立った運営の改善などの地方自治体からの提案に迅速に対応するべき。

### ④一体的実施におけるハローワークの就職実績の情報提供

◆就職決定者の男女、年代等属性別人数や個人別の就職状況などの詳細情報を毎月速やかに地方に提供するべき。

### ⑤一体的実施における国の就職に関するサービスの更なる拡大

◆雇用保険、職業訓練受講指示、障害者就労支援、求人受付も加えるべき。また、正規職員配置が困難な場合、インターネットを活用した遠隔での受付やハローワークOBの嘱託職員等の配置も検討するべき。

### ⑥ハローワーク特区の内容充実

◆実験的な取組や地域事情を背景とした提案であれば、既存の法令・予算の変更などを伴う取組も含め、試行できるようにするべき。